

令和6年8月22日

令和6年度更新申請未申請者 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

日病薬病院薬学認定薬剤師制度
更新申請に係る過渡的措置の実施について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

すでにお知らせしている通り、本会は日病薬病院薬学認定薬剤師制度の更新申請において、研修カリキュラムの履修項目や各年度の単位数の不足や認定試験が合格とならなかった更新申請者に対して、下記の過渡的措置を実施いたします。

令和6年度の更新申請において、研修カリキュラムの履修項目や各年度の単位数等が僅かに不足し、申請を見送られた2018年度日病薬病院薬学認定薬剤師認定者につきましては、研修カリキュラムの履修項目や各年度の単位数等を今一度ご確認ください、自身が過渡的措置の対象に該当するかご確認くださいようお願い申し上げます。

対象となる方につきましては、不足する要件を満たした場合に、令和7年度の更新申請期間(令和7年(2025年)2月3日(月)～5月9日(金)必着)に過渡的措置の対象者として専用様式で申請いただきます。その後、認定試験の受験結果も踏まえて、令和7年度の認定小委員会で審査し、令和6年度認定者と同一の認定期間(2024年7月～2030年6月)で認定することとなります。

申請に係る具体的な手続き並びに様式等につきましては、追ってご案内いたします。

記

【過渡的措置の対象者】

- 研修カリキュラムの履修項目・単位の不足内容が、以下(1)～(3)いずれかの者
 - (1) 研修カリキュラムの取得単位数が10単位数未満である年度が1年以内であること
 - (2) 領域・項目の必要単位の不足が1項目以内であること
 - (3) 上記(1)及び(2)の両方

《対応方法》

- ・ 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)に不足する単位数を取得した上で、令和7年度の認定試験を受験し合格する。(使用した単位数は、次回申請時に再使用できない。)